

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 寄附金の収納事務の委託
- 特定施設の構造等変更許可申請
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
- 介護医療院の開設許可
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

財産活用課

健康推進課

税務課

環境管理課

指導監査室

〃

〃

〃

〃

健康推進課

〃

〃

目次

担当課（室）

【公告】

- 保安林の指定施業要件の変更予定
 - 令和二年度毒物劇物取扱者試験の実施
 - 土地改良区の定款変更の認可
 - 一般競争入札の実施
 - 〃
 - 随意契約の相手方の決定
- 【人事委員会】
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
 - 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）
- 【内水面漁場管理委員会】
- 第二百三十六回岡山県内水面漁場管理委員会の開催
- 【正誤】
- 岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の正誤
 - 土地収用法に基づく事業の認定の正誤
- （県例規集登載）

治山課

医薬安全課

耕地課

教育委員会

〃

警察本部会計課

人事委員会

〃

内水面漁場管理委員会

教育委員会

監理課

◎岡山県規則第四十六号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四級地の項中「岡山県計量管理センター」を削り、同表第五級地の項中「岡山県立森林公園」を「岡山県計量管理センター、岡山県立森林公園」に改める。

附 則

この規則は、令和二年五月十八日から施行する。

◎岡山県規則第四十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十

号）の一部を次のように改正する。

「家族の
連絡先」を「家族等」に改め、同様式(注)3中「電話番号」

として」の次に「(申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

インターネットを利用してふるさとチョイスから納付の手続を行い、かつ、株式会社トラストバンクがウェルネット株式会社との決済サービスのシステム連携により提供するネットバンキング支払、ATM支払又はコンビニエンスストア支払により納付される二に掲げる寄附金の収納の事務

二 委託した収入の種類

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金のうち岡山県に対するもの

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

株式会社トラストバンク

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

五 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 カナヤ興産有限公司

住 所 備前市吉永町金谷310

氏 名 代表取締役 万波 圭二

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 カナヤ興産有限公司

所在地 備前市永吉町金谷310

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

(3) 特定施設に関する事項
変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		ア				同左			
種 類		排水処理施設一式				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		面積184㎡（建物高さ3 m）				同左			
能 力		600㎥／日				同左			
処 理 の 方 法		中和沈殿				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (㎥／日)	499	599	499	599	同左			
	p H	3.5	3.5	5.8	8.6				
	B O D (mg／L)	30	40	10	15				
	C O D (mg／L)	30	40	10	15				
	S S (mg／L)	1000	2000	50	80				
	油 分 (mg／L)	0	0	0	0				
	T－N (mg／L)	15	30	10	20				
	T－P (mg／L)	5	7	2	4				
	大腸菌群数 (個／㎤)	－	－	－	－				
	H g (mg／L)	0.002	0.005	0.001	0.003	0.002	0.005	0.001	0.005
	P b (mg／L)	0.03	0.05	0.01	0.03	同左			
	A s (mg／L)	0.03	0.05	0.01	0.03				

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	499	599	同左	
p H	5.8	8.6		
BOD (mg/L)	10	15		
COD (mg/L)	10	15		
S S (mg/L)	50	80		
油分 (mg/L)	0	0		
T-N (mg/L)	10	20		
T-P (mg/L)	2	4		
Hg (mg/L)	0.001	0.003	0.001	0.005
Pb (mg/L)	0.01	0.03	同左	
As (mg/L)	0.01	0.03		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年5月15日から同年6月5日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援事業所 オアシス

2 所在地

玉野市宇野八丁目七番十七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人円い空

2 主たる事務所の所在地

玉野市宇野一丁目八番八号

三 廃止年月日

令和二年四月三十日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四三一

五 サービスの種類

就労継続支援B型

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

高梁中央介護医療院

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人清梁会

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

三 許可年月日

令和二年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇九〇〇〇二四

五 サービスの種類

介護医療院

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁中央介護医療院

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人清梁会

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

三 指定年月日

令和二年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇九〇〇〇二四

五 サービスの種類

短期入所療養介護

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人清梁会 高梁中央病院

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人清梁会

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三一〇九一〇〇七四

五 サービスの種類

短期入所療養介護

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百八十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人清梁会 高梁中央病院

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人清梁会

2 所在地

岡山県高梁市南町五三番地

三 辞退年月日

令和二年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三一〇九一〇〇七四

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

◎岡山県告示第二百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所在地

更新年月日

赤磐市訪問看護ステーションベル

赤磐市松木六二一四

令和二年五月一日

もろおかクリニク

瀬戸内市邑久町北島四九二一

令和二年五月一日

◎岡山県告示第二百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
赤磐市訪問看護ステーションベル	医療機関の所在地	赤磐市松木六三六一	赤磐市松木六二一四	平成二十六年七月一日

◎岡山県告示第二百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

おかやま薬局赤坂店

赤警市坂辺八―五

令和二年四月三十日

めぐみ薬局

笠岡市中央町二二―一

令和二年四月三十日

◎岡山県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町打穴西字松尾一六一四の二、字松尾平一六二一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

〔一九六〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定による令和二年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

令和二年十月二十日（火曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山市北区いずみ町二丁目一番三号

岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（同令第七条第三項に規定する実地試験を含む。）

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）一通（出願前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

令和二年七月六日（月曜日）から同月十七日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所地を有する者で郵便又は信書便により提出する場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万千円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付

すること。

2 受験願書は、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>) からダウンロードすることができる。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）においても配付する。

3 受験願書は、住所地を管轄する保健所又は次の場所へ、原則として、郵便又は信書便により提出することとし、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

4 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

5 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、令和二年十一月二十四日（火曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 試験の詳細は、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

〔一九七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 認可年月日

令和二年五月八日

〔一九八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務 (第1工区)

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務(第1工区)仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

入札説明書による

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年岡山県告示第36号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。))に定める資格をいう。)を得ている者で、業務種目の大分類「8情報・通信サービス」の格付区分がAであり、かつ、小分類「7通信サービス(システムを利用するものに限る。)」及び「8情報・通信サービスに係る調査(通信に関するものはシステムを利用するものに限る。)」に登録

があること。

(2) 平成27年度以降に，国，都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市において，情報通信ネットワークの環境整備又は構築等の業務（情報機器端末の納品及び設定等に係る業務を除く。）を施行した実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可（電気通信工事業に係るものに限る。）を有しており，同法第26条第2項に規定する監理技術者を本件業務に専任で配置できること。なお，専任の監理技術者は，5の入札参加資格審査確認申請書を提出する日以前に3月以上の雇用関係があり，電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け，かつ，監理技術者講習を受けている者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7264

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月8日(月) 午後5時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課

電話 (086) 226-7583

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年5月15日(金) から同年6月8日(月) まで(岡山県の休日を定める
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所又は岡山県ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/321/>)
から機密保持誓約書を入力し、必要事項を記入の上、(1)の場所に、持参又は郵
送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)で提出
することにより交付する。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査確認申請書等入札説明
書で指定する添付書類を令和2年6月8日(月)午後5時までに、4(1)の場所に提
出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

6 入札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日(水) 午後2時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)アの日時及び(1)イの場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした郵送等（封筒を二重とし、外側の封筒に「岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務（第1工区）入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。）により令和2年6月23日（火）の午後5時までに到着するよう提出すること。

エ その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

5の入札参加資格審査確認申請書等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

(7) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured :

Okayama Prefectural School Information and Communication Network
Environment Facility Maintenance Contract (First Section)

- (2) Contract period :

From the date of agreement through 31 March, 2021

- (3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit for tender :

2 : 00 P.M. 24 June, 2020

- (5) Contract point for the notice :

Okayama Prefectural Board of Education High School Education Division,
2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7583

〔一九九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務 (第2工区)

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務(第2工区)仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

入札説明書による

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格 (令和2年岡山県告示第36号 (情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)) に定める資格をいう。) を得ている者で、業務種目の大分類「8情報・通信サービス」の格付区分がAであり、かつ、小分類「7通信サービス (システムを利用するものに限る。))」及び「8情報・通信サービスに係る調査 (通信に関するものはシステムを利用するものに限る。))」に登録

があること。

(2) 平成27年度以降に，国，都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市において，情報通信ネットワークの環境整備又は構築等の業務（情報機器端末の納品及び設定等に係る業務を除く。）を施行した実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可（電気通信工事業に係るものに限る。）を有しており，同法第26条第2項に規定する監理技術者を本件業務に専任で配置できること。なお，専任の監理技術者は，5の入札参加資格審査確認申請書を提出する日以前に3月以上の雇用関係があり，電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け，かつ，監理技術者講習を受けている者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7264

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月8日(月) 午後5時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課

電話 (086) 226-7583

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年5月15日(金) から同年6月8日(月) まで(岡山県の休日を定める
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所又は岡山県ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/321/>)
から機密保持誓約書を入力し、必要事項を記入の上、(1)の場所に、持参又は郵
送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)で提出
することにより交付する。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査確認申請書等入札説明
書で指定する添付書類を令和2年6月8日(月)午後5時までに、4(1)の場所に提
出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

6 入札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日(水) 午後2時30分

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)アの日時及び(1)イの場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした郵送等（封筒を二重とし、外側の封筒に「岡山県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務（第2工区）入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。）により令和2年6月23日（火）の午後5時までに到着するよう提出すること。

エ その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

5の入札参加資格審査確認申請書等を提出した者は、契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

Okayama Prefectural School Information and Communication Network
Environment Facility Maintenance Contract (Second Section)

(2) Contract period :

From the date of agreement through 31 March, 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2 : 30 P.M. 24 June, 2020

(5) Contract point for the notice :

Okayama Prefectural Board of Education High School Education Division,
2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7583

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

〔二〇〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和二年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
交通管制システム保守業務
- 二 契約期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部交通規制課
岡山市北区内山下二丁目二番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
住友電工システムソリューション株式会社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四号
- 六 契約金額
七〇、二九〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、三九〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県人事委員会規則第十号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「事項」を「事故」に改め、同項に次の二号を加える。

九 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査（次項第七号において「保健指導又は健康診査」という。）を受ける場合
妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から満三十五週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から分べんまでは一週間に一回、出産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間

十 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

第十二条第二項第七号中「母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査（第十一号において、「及び」「という。」）を削り、同項中第十一号及び第十二号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号ハ中「、第十八条の三第二項第二号及び第十八条の四第二項」を「及び第十八条の三第二項第二号」に改める。

第十八条の二第一項第三号中「及び第十八条の四第二項」を削り、「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十八条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第十八条の四第二項中「地公法第二十八条第二項若しくは分限条例第二条の規定により休職にされ、地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、教特法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地公法第二十九条の規定により停職にされ、派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は自己啓発等休業条例第二条若しくは配偶者同行休業条例第二条の規定により休業をした」を「派遣等となつた」に改め、「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を削り、「（）」を「（）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和二年四月一日前に月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項若しくは職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条の規定により休職にされ、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律

第一百十号) 第二条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) 第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法第二十九条の規定により停職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岡山県条例第十号) 第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号) 第二条第一項の規定により派遣され、又は職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第五十一号) 第二条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五十六号) 第二条の規定により休業をした場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十六回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和二年五月十五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和二年五月二十七日（水）

午後一時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

〔二〇〕令和二年三月二十四日付け公布岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（岡山県教育委員会規則第六号）に誤りがあつた。

終わりから四	終わりから六	行
第六条第一項	第四条第一項	誤
第六条	第四条	正

令和2年5月15日 岡山県公報 第12193号

〔二一〕令和二年五月一日付け公布岡山県告示第二百五十八号（土地収用法に基づく事業の認定）に誤りがあつた。

一・一二	一・一一	頁・行
岡山県倉敷市笹沖字後東塚地先	岡山県倉敷市笹沖字後東塚地内	誤
岡山県倉敷市笹沖字後塚東地先	岡山県倉敷市笹沖字後塚東地内	正